

令和3年度

第5回 高森町農業委員会 議事録

令和3年8月23日(月)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利 | 2 樋口 美代子 | 3 松島 浩子 | 4 林 勝幸 |
| 5 竹内 節男 | 6 小川 健二 | 7 原 寿彦 | 8 光沢 英文 |
| 9 中塚 俊文 | 10 原 正樹 | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 | | | |

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：野沢

産業課

農業振興係：下原

営農支援センター

所長：林

4 会議への附議事項

議案第17号 農地法第3条第の許可申請（審議）

議案第18号 農地法第4条第1項の許可申請（審議）

議案第19号 農地法第5条第1項の許可申請（審議）

議案第20号 経営基盤法第18条の農用地利用集積計画(7月分)（審議）

5 議事内容

議 長 　ただ今から第5回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前9時05分

議 長 　本日の議事録署名委員ですが、6番及び7番をお願いします。

それでは、議案第17号 農地法第3条の許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。

6番 　地図をご覧ください。場所は153号線の焼肉まるよしから東側へ約500m位、天竜川沿いの方へ行った所に申請地があります。この二人の関係ですが、譲渡人のご高齢で病気がちで農業がなかなかできなくなった事と、譲受人がその土地の周りを持っており、道路に面している申請地で野菜を作付けしたいということです。地代ですが、総額で241,000円、10a当たりの金額が1,141,509円になります。審議をお願いします。

議 長 　ありがとうございました。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。よろしいですか。それでは、議案第17号 農地法第3条の1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして、議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。

15番 　地図をご覧ください。場所は下市田積善会館の北西になります。申請内容ですが、申請者が所有しているの田んぼ524㎡のうち、283.61㎡に柿干し作業および進入路を作るということです。建物の取り付け道路として約2.2m位の道路を介してハウスに入るとということです。資金については自己資金、見積額で6,500,000円位の建物になるということです。雨水につきましては、地下浸透とあと一部は道路の側溝に流れるようなかたちになります。以上、審議をお願いします。

議 長 　ありがとうございました。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

13番 　竜西土地改良区の意見書が添付されているが、この土地とはどういう関係はどうか。

15番 　田んぼに水を供給している関係で、関わりが出てくるのではないか。

事務局 この意見書については、農振除外の申請の時にも役場で確認させていただいたり、農地転用の際は、転用事業者の方に確認していただいているものです。竜西一貫水路の受益地を農振除外や転用する際には、土地改良区のご意見をお聞きしています。今回の件についても竜西一貫水路の受益地に該当しますので、この意見書の提出を事業者の方へ求めまして、提出していただいたものです。国営事業の受益面積等に影響がないかどうか確認するものです。

議長 受益地になるのですか。

事務局 なります。受益地の確認は、竜西土地改良区に問い合わせいただければ分かりますが、役場でもある程度のデータは頂いているので、ご案内しています。

13番 図面上にある水路に一貫水路の水が来ているのか。

15番 おそらく一貫水路から取り入れた水が来ている。積善会館周辺も一貫水路からの水を引いている。

議長 よろしいですか。他になければ決をとりたいと思います。可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。

1番 第19号議案の1ですが、譲受人と譲渡人の間で30年間の賃貸になります。賃貸料は坪1,790円です。備考にあります。今年2月に農振除外を受けています。その時には事務所ということをとったのですが、もともと自分の敷地にあった倉庫を残し、事務所を移転し、倉庫を増設する計画だったが、移転費用等がかさむ為、事務所はそのまま残し、逆に倉庫を作るというかたちに変更したということです。隣地2か所の農地の同意はとってあります。雨水は基本的に地下浸透枒があって、そこで越流した場合は、図面にあります用水路の方へ流れるかたちになります。場所は県道の塩澤モータースの所からみつば保育園の方へ上がっていく途中でございます。以上です。

議長 ただいまの案件について、ご意見はありますか。

議長 この水路は用水路であって、悪水路ではないですか。

1番 田んぼの用水路です。悪水ではありません。

議長 よろしいですか。質問がなければ決をとりたいと思います。それでは、議案第

19号の1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

議 長 続きまして、第20号議案経営基盤法第18条の農用地利用集積計画について、事務局説明をお願いします。

事務局 ー 議案の朗読をする ー

議 長 質問はありますか。なければ決をとりたいと思います。議案第20号を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

それでは以上で審議を終了いたします。ありがとうございました。

時に午前9時20分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員

高森町農業委員 6番 小川 健二

議事録署名委員

高森町農業委員 7番 原 寿彦